

財務報告の概念フレームワークの形成をめぐる論点と課題

— IASB 「経営者による説明」型開示モデルの展開 —

古 庄 修

1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、これまで国際財務報告基準 (IFRS) の守備範囲として必ずしも明示的ではなかった財務諸表に附属する narrative な情報の開示¹⁾ について、これを財務報告の範囲に取り込むための議論を開始している。すなわち、IASB が提起する「経営者による説明」(Management Commentary, 以下、当該開示事項を MC という) は、IFRS に準拠して作成された財務諸表に附属する情報でありながら、財務諸表外にあって財務報告の目的を果たすことを意図した情報と位置づけられる。

MC とは米国等の「財政状態および経営成績に関する経営者による討議と分析」(Management Discussion & Analysis, 以下、MD & A という)、英国等の「営業・財務概況」(Operating and Financial Review, 以下、OFR という) あるいはドイツの「経営者報告書」(Management Report) 等のような各法域 (jurisdictions) においてすでに制度化されている narrative な情報の開示に該当する。IASB は中立性を考慮してあえて MC という一般的な名称を用いている²⁾。

IASB が、MC の開示要求に応じて一定の基準を設定することは、①開示要求が存在しない法域における開示基準等の設定を支援し、MC の導入を通じて比較可能性の向上を図り、財務報告の質を改善する、②財務報告書における首尾一貫性と企業間の比較可能性の改善を通じて、MC に係る開示要求の国際的収斂 (convergence) を促進する、③適切な開示の場として MC の正統性を確

保する、等の便益をもたらすものとされる³⁾。

財務報告の範囲 (spectrum) をどこまでと考えるのか、また、その場合どのような論拠に基づき線引きするのか—財務報告の範囲の画定—、さらに、財務報告の枠組みのなかで、財務諸表 (注記) と財務諸表外情報の境界 (boundary) をどのように区分するのか—財務報告の構成要素の区分—、実際に、財務報告の範囲および境界に対する理解の相違が、各国の会計基準設定主体の取り組むべき課題の相違をもたらしていることも事実であるだけに、このような論点は「会計基準設定論」として無視できない問題であろう。

この点について、IASB の MC に係る提案は、MC が財務報告の「境界」の内側に位置する (within the boundaries of financial reporting) ことを明示し、したがって財務報告の概念フレームワークの範囲内にある (within the scope of the conceptual framework) 問題であるとの認識を基礎とする点で重要である。

以下、本稿は、かかる財務報告の範囲と境界をめぐる理論的な考察の一環として、narrative な情報を財務報告の概念フレームワークにおける不可欠な構成要素と認めてこれを財務報告の内側に積極的に取り込むための提案を行っている IASB の現在の取り組みに注目した。IASB がこれまでに公表した『討議文書』および『公開草案』を基礎として⁴⁾、以下の諸点から財務諸表に附属する narrative な情報の開示を会計理論形成上の課題として捉える視点を示すとともに、MC の開示の制度化を指向した新たな議論の局面を検討したい⁵⁾。

第一に、IASB が財務報告の範囲において財務

諸表に附属する narrative な情報をどのように位置づけているのかを説明し、IASB の『討議文書』における当初の MC 開示基準に係る提案を概観することにより、MC の性格と特徴を明らかにする。第二に、財務諸表（注記）と財務諸表外情報を区分する場合の両者の基本的な相違点に焦点をあて、注記情報と財務諸表外情報の配置に係る規準について理論的な検討を行う。第三に、MC に係る『公開草案』の公表に至っては、IASB が MC に係る開示基準を設定するのではなく、あくまでも最善慣行（Best Practice）に基づく強制力を持たないフレームワーク（non-binding framework）の形成を意図していること、また、新たな局面として、現在 IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で作業を進めている財務報告の概念フレームワーク・プロジェクトにおける「フェーズ A」に照らして当該『公開草案』を理解する必要があることを指摘し、財務諸表と narrative な情報が概念フレームワークを共有することを明示した『公開草案』の意義と到達点について考察する。

2. 財務報告の範囲と MC の位置

2.1 財務諸表に附属する narrative な情報の開示基準の模索

IASB は、これまで IFRS の範囲外とされてきた財務諸表に附属する narrative な情報に係る開示領域の質を改善することを狙いとして、2005 年 10 月に前出の『討議文書』を公表し、広く利害関係者からのコメントを求めることとした。IASB は、MC が財務報告の透明性を改善することを通じて資本市場に対する投資家の信認を高めようとして、IASB が MC に係る開示基準ないし

指針の開発にその資源を投入することは極めて重要かつ今日的な課題であることを認めるものである。

『討議文書』において、MC は以下のように定義された。

「MC は、財務報告の一部として財務諸表に附属する情報である。MC には、財務諸表が対象とする期間における企業の事業の展開、業績および状態の基礎にある主な趨勢や諸要因の説明とともに、将来にわたる事業の展開、業績および状態に影響を与える可能性の高い主な趨勢や諸要因の説明が含まれる。」（para.19）

MC は、財務諸表がそれ自体では提供することができない、あるいはそもそも財務諸表に期待すべきではない企業業績に係る情報を提供するものである。MC のような開示情報がアニュアル・レポートの重要な部分を構成することは広く認識されており、主要国の開示制度において MC に相当する開示要求はすでに存在する。『討議文書』は、IASB の取り組みとして、MC に係る国際的に多様な開示実務の収斂を促進することを意図するものである。

『討議文書』は、企業の財務報告書を①主要財務諸表、②注記および③ MC から構成されるパッケージとみなしている（図 1 を参照）。MC は、あくまでも財務諸表に附属するものであって、財務諸表自体を構成するものではないことが明確である（para.23）。

『討議文書』は、MC の開示についてリスク資本の提供者たる投資家のニーズに焦点をあてるべきであり、より広範な利用者のニーズを満たすために拡張されるべきではないとの立場を明らかにした（para.30）。そのうえで、以下のような情報

図 1. 財務報告書の構成

経営者による説明 (MC)	財務諸表	
	注記	財務諸表本体

出所) IASB, Discussion Paper, *Management Commentary*, October 2005, p.12.

を提供することを MC の目的 (objectives) として示した (para.34).

- ①企業が活動する環境情況に照らして財務諸表を解釈し、評価する.
- ②企業が直面している最も重要な問題を経営者がどのように捉えて、またこれらの問題にいかに対応しようとしているのかを評価する.
- ③企業が選択した戦略および当該戦略が実現する可能性について評価を行う.

これらの目的を達成するために、MC には narrative な説明のなかに IFRS の適用範囲外にある財務測度および非財務測度が含まれることになる (para.35).

『討議文書』は、MC の作成・表示に関して、

- ① MC は財務諸表を補足 (supplementing) するとともに、補完 (complementing) すべきである (paras.41-45)⁶⁾、
- ② MC は経営者の視点を通じた分析を提供すべきである (paras.46-51)、
- ③ MC は将来指向であるべきである (paras.52-57)、とする原則主義 (principles-based) アプローチを採用する.

また、財務諸表に係る概念フレームワーク上の質的特性を MC にも具備すべき要件として援用したうえで⁷⁾、具体的に以下のような開示項目を例示した。

- ①事業の性質 (paras.112-118)

企業が展開する事業の性質と外部環境を明確に利用者に説明すべきである。

- ②目標と戦略 (paras.119-121)

企業の目標と目標達成のための戦略を明確に利用者に説明すべきである。

- ③重要な資源、リスクおよび諸関係 (paras.122-131)

経営者が企業の長期的価値に影響を及ぼすと考える重要な資源、リスクおよび諸関係、ならびに当該重要な資源、リスクおよび諸関係を管理するための方法を利用者に説明すべきである。

- ④業績測度および業績指標 (paras.132-136)

表明された目標に対する業績を経営者が評価

し、管理するために用いる重要な業績測度および業績指標について明確に利用者に説明すべきである⁸⁾。

『討議文書』においては、先行して OFR 開示を制度化した英国の経験等をふまえて、原則主義に基づく開示基準を設定することの方が、指針を作成してその自発的な遵守を促すよりも望ましいものと考えられている⁹⁾。

MC をめぐる議論の高まりは、同時に財務諸表に求められる役割期待の変化に繋がるものであり、さらに従前の財務報告から企業報告 (corporate reporting) へのフレームワークの再編成を提起する議論とも連携している¹⁰⁾。

かかる文脈において、IASB が MC を活用して財務報告のフレームワークに narrative な情報を積極的に取り込むための議論を開始したことの意味を過小評価すべきではなく、このことはあくまでも会計理論上の主題として検討される必要がある。

2.2 概念フレームワークにおける narrative な情報の位置づけ

IASB の概念フレームワークは、「財務諸表は主として過去の事象の財務的影響を表示し、必ずしも非財務情報を提供するとは限らないため、財務諸表は、利用者が経済的意思決定を行うために必要なすべての情報を提供するものではない」¹¹⁾としている。

確かに IASB の概念フレームワークはその範囲を財務諸表に限定している。だが、IASB は、財務諸表だけでは財務報告の目的に合致しないので、財務諸表が実際に達成しうることと財務報告の目的とのギャップを解消するために、「その他の財務報告」を追加する必要性を認めるものである (para.19)。すなわち、MC は、「その他の財務報告」の主たる構成要素とみなされる。

この点について、英米の財務報告に係る概念フレームワークにおいて、財務諸表外情報がどのように位置づけられてきたかを確認しておきたい。

米国の概念フレームワークにおいて、MD & A は「その他の財務報告手段」として位置づけられる。米国では、会計基準の設定は財務会計基準審議会 (FASB) が、MD & A を含む開示基準全般については米国証券取引委員会 (SEC) がその役割と責務を担う、いわゆるデュアル・リポーティング・システムが採用されている。その意味で FASB と SEC の棲み分けが図られてきた¹²⁾。

なお、米国において概念フレームワークが検討され始めた当初、FASB が新たに「財務報告」の概念を導入したことは、会計基準設定主体としてその活動領域を拡張するものとして評価された。かかる評価はその後の展開を冷静に見れば実際には過大なものであったといえるが、1970年代後半の当時にして財務諸表外情報を財務報告の枠組みのなかに取り込む必要性と、その場合の財務諸表との境界問題が提起されており、財務報告の範囲の画定が概念フレームワークの形成において重要な課題であったことは興味深い事実である。

他方、英国においては、『財務報告原則書』(以下、『原則書』という)¹³⁾の「表示及び開示」(Presentation and Disclosure)において、財務報告の概念フレームワークは財務諸表—注記—附属情報の三層構造として示され、OFR 開示は附属情報 (accompanying information) と称する範囲のなかで財務諸表と関連づけて位置づけられている。『原則書』は、財務諸表と附属情報の目的が財務報告において共有されることを明示するものである。その意味で英国会計基準審議会 (ASB) が1990年代以降、会計基準設定活動の一環として財務諸表外情報に積極的に関与してきた経緯に対して、『原則書』はその正当化のための根拠を付与するものであると解される。

『原則書』は、企業の取引活動がより複雑化することによって、財務諸表利用者は財務業績と財政状態の基礎にある主要な特徴に関する客観的かつ包括的な分析とその解説をこれまで以上に必要としている点に、OFR 開示の積極的な意義を認めている。

先般、IASB と FASB の概念フレームワークの共同プロジェクトの一環として公表された『改善された財務報告に関する概念フレームワークについての予備的見解：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』(以下、『予備的見解』という)¹⁴⁾に注目してみると、そこでは「財務諸表は、投資、与信、その他の資源配分に関する意思決定を行う人々が必要とする情報ソースのひとつでしかない」(OB14)としてその限界を認めたとうえで、財務諸表と財務報告の関係が以下のように説明されている。

「附属する注記も含めて財務諸表は財務報告の中心的な役割を果たすものである。しかし、財務報告の目的は財務諸表だけでなく、財務報告全体に関わる。一定の種類財務情報もそれ以外の情報についても従来の財務諸表によって伝えるよりも、それ以外の方法で伝えた方が良い場合もある。事業体のアニュアル・レポート、目論見書、および特定の国で政府機関に提出される報告書は、財務諸表、その他の財務情報ならびに非財務情報を網羅した報告書の典型である。ニュース・リリース、経営者による計画または予測に係る説明、企業の社会または環境に及ぼす影響に係る説明は、財務諸表に網羅されている以外の財務情報または非財務情報を提供する報告書の例である。」(OB16)

また、MC に相当する「経営者の説明」(management's explanation) について、以下のように言及している。

「財務報告は、利用者が提供されている情報を理解するのに必要な経営者による説明その他の情報を網羅するものでなければならない。投資者および債権者等が企業について予測を行う場合、財務報告書は、そこに網羅されている情報について経営者の説明が与えられていればさらに有用性を増すであろう。一中略—さらに財務報告は、経営者の見積もりと判断に左右される、またはそれによって影響を受ける情報を提供することも多い。主な基礎的前提または見積もりをはじめとする基

本的な想定事項、適用された方法についての説明があれば、投資者および債権者等がその見積もりおよび判断を評価するうえで役立つ。」(OB26)

IASBのMCをめぐる議論と連動して、『予備的見解』は財務報告に焦点をあて、その枠組みのなかでMCに相当する「経営者の説明」を明確に位置づけるものである。

今後、IASBとFASBの共同プロジェクトにおいて、「フェーズE」で予定されている「表示および開示」(Presentation and Disclosure)に係る本格的な議論によって、どのように財務諸表外情報を捉えて財務報告の境界に係る議論が展開するのか、またそうした議論の結果、財務報告の目的や質的特性の修正を伴うのか、その論点として注目されるところである。

また、このようなIASBが提起したMCの開示をめぐる議論は、わが国において必ずしも明示的ではない財務報告の範囲に係る議論、および財務諸表と連携した日本版MD & Aの位置づけを含めた現在の有価証券報告書等に係る開示規制の体系化等について、会計基準設定主体の役割にも関わる重要な会計問題の検討を促すものである。財務報告の概念フレームワークの形成をめぐる新たな問題としていま提起されていることを認識すべきものと考えられる。

3. 注記情報と財務諸表外情報の境界をめぐる論点

3.1 財務諸表(注記)情報とMCの区別

財務報告の概念フレームワークの形成において、財務報告の範囲をどこまでと考え、どのように線を引くのか—財務報告の範囲の画定—という問題と同時に、財務報告の枠組みのなかで、財務諸表(注記)とMCの範囲を確定すること—財務報告の構成要素の区分—も重要な問題として提起される。

現在、注記とMCの境界に係る明確な定義はなく、このことは注記およびMCに対する開示要求における一貫性の欠如といくつかの重複を結

果的に導いている。かかる境界は、会計基準のパラメータを限定し、会計基準設定主体が担うべき責任の範囲を決めるものであるが、近年の英米における会計基準設定主体は、財務諸表本体(注記)から開示範囲を外延的に拡大していることも事実である。その場合の注記とMCの線引きは必ずしも一貫しておらず、その規準は明確ではない。現在の概念フレームワークにおいては、注記の範囲を決める場合でも明確な指針が与えられているわけではなく、その意味で会計基準設定においてはアドホックなアプローチが適用されている。

財務諸表本体、注記およびMCは、利用者のニーズを満たす財務報告の統合的なパッケージの各構成要素であり、MCは財務諸表外情報の部分集合となる。この場合、財務諸表(注記)と財務諸表外情報は、次のいくつかの観点からその相違点を識別できるであろう¹⁵⁾。

①目的

注記は財務諸表本体およびその構成要素に対する追加情報を提供するものであるが、それは財務諸表本体の明瞭性を高めることを意図するものである。すなわち、注記は基本的に企業の財務業績や財政状態に関する解釈や解説を提供するものではない。これに対して、財務諸表外情報は、注記よりも広い役割を果たすものである。注記が特定の財務諸表に表示された項目の測定に関連した不確実性の存在を説明するために用いられるのに対して、財務諸表外情報は企業業績の分析を支援することを意図する。また、財務諸表外情報は、財務諸表に示されない情報を提供する。財務諸表(注記)を理解するうえで必要な企業の過去の業績に係る背景や脈絡について説明し、さらに将来の見通しを討議することにより財務諸表本体を補完する。

②質的特性

利用者に有用な情報の質的特性は、理解可能性(understandability)、目的適合性(relevance)、比較可能性(comparability)および信頼性(reliability)であるとされるが、このうち信頼性を除く質的特

性は財務諸表および財務諸表外情報の開示において共通して適用される。しかし、信頼性については、中立性 (neutrality) と検証可能性 (verifiability) の点で、財務諸表と財務諸表外情報の開示に係る最低限許容される程度はそれぞれの特性に応じて異なる。最近では、公正価値 (fair value) あるいは使用価値 (value in use) に基づく認識・測定の領域が広がり、経営者の判断や主観的な見積もりの利用を求める傾向が強まっているが、そもそも財務諸表外情報は経営者の視点から企業業績の概観を利用者に提供する点に特徴がある。財務諸表外情報は、本質的に主観性の高い程度を含む解釈や判断が求められる。その意味で財務諸表における情報よりも検証が困難である場合が多い。

③開示内容

財務諸表には、主として貨幣単位によって表現された財務データおよび財務データに対する直接的なインプット (財務諸表本体において認識・測定された項目に係る重要な会計方針と方法 (critical accounting policy and methodologies), 会計処理の前提となる経営者の仮定 (management assumptions) およびセグメント情報のような分割情報、財務諸表において認識されなかった偶発事象等に係る注記情報) 等が含まれる。財務諸表本体には認識規準を満たした構成要素が表示され、認識規準を満たさなかった要素については注記および財務諸表外情報における開示の両者が想定される。財務諸表外情報は、財務諸表の構成要素の定義に合致しない項目を含み、ここでは多くの場合、量的であるよりも質的な非財務データが開示される。すなわち、企業戦略、既知の重要なトレンドや不確実性に関する討議や、経営者が経営管理のために用いている産業全般または特定企業の非財務的な業績指標等が例示され、このような財務諸表外情報は利用者にとって有用であるとされる。

④時間軸

財務諸表は、期末時点の財政状態および当該期間の業績に焦点をあてたものである。財務諸表は主として過去の取引と事象に係る財務的影響を描

写するものであり、その焦点は財務データにある。また、財務諸表におけるリスクと不確実性に係る開示については、基本的にはどのように当該期間において管理されたのか、期末の財政状態およびこれに関連したリスクと不確実性に開示の範囲は限定される。これに対して、財務諸表外情報は将来期間の取引、事象または結果についての経営者の予測を含む点で、過去と将来の両方の討議を含む。財務諸表外情報の開示においては、将来の取引および事象に係るリスクと不確実性ならびにこれらを管理する方法が示される。財務戦略に係る開示のような将来指向情報 (forward-looking information) を包含することにより、その財政状態と同時に将来において財務戦略を実行する能力が示されうる。

3.2 配置規準の実効性

財務報告の概念フレームワークのなかで財務諸表 (注記) において開示されるべき情報と、MC において開示される情報をどのように「線引き」するのか、その配置規準 (placement criteria) の設定と適用は重要な論点である。

前述の『討議文書』は、特にMCの目的の第一に掲げられた「企業が活動する環境情況に照らして財務諸表を解釈し、評価する」ための情報は、MCと注記の線引きが難しいことを指摘する。

この点について、財務諸表上認識される項目は、①構成要素の定義を満たす項目であること、②当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか、または企業から流出する蓋然性が高いこと、および③信頼性をもって測定しうる原価または価値を有すること、の諸規準を満たす必要がある。

注記は、企業が財務諸表に表示した金額をいかに測定したかについての情報を提供する最も適切な場である。また、測定の不確実性が高い水準にあり、財務諸表において認識しなかった場合に、注記における開示が選択されることもある¹⁶⁾。

注記とMCはともに財務諸表本体に追加的な

情報を提供する点では共通するが、『討議文書』においては、以下のような配置規準が示された (para.169)。

- (a) 企業の状況やその事業環境をめぐる文脈において財務諸表を説明する情報を投資家に提供するものであれば、これをMCにおいて開示する。
- (b) 主要財務諸表とその構成要素の理解に必要不可欠ならば、それが財務諸表上認識されるか否かにかかわらず、注記において開示する。

『討議文書』は、配置規準の適用例のひとつとして、自己創設ブランドの計上問題を示している。すなわち、ブランドは資産の定義を満たすが、自己創設ブランドの場合、信頼性をもって測定できない。したがって自己創設ブランドの評価額は財務諸表上ゼロとなる。この場合、注記には、①ブランドに係る会計方針、②自己創設ブランドの評価額、③当該ブランドの評価における重要な見積りに係る情報が含まれる。これに対して、MCには、経営者がブランドを企業にとって重要な資源ないしリスクとみなすならば、①ブランド製品が販売される市場の成長率、市場の成長に関連した主要経済指標に関する歴史のおよび将来指向の両者に係る趨勢、②ブランドの取得、開発および維持に係る目標と戦略、③ブランドの補充戦略に対して業績を評価し、管理するために経営者に用いられている測度、等が含まれるとしている。

だが、たとえば、当該配置規準に従えば、「企業に影響を与えるリスクおよび不確実性」に係る情報の多くは、注記よりもMCにおいて開示されることになるであろう。例えば、2005年8月に公表されたIFRS第7号『金融商品：開示』(Financial Instruments: Disclosure)では、金融商品から生じるリスクの性質と程度に係る情報の開示について、すでにMCが積極的に評価されている。しかしながら、そこでは注記によるか、またはMCによるかその開示は選択でよいとされて

いる¹⁷⁾。

これを敷衍すれば、画定規準が開示の一貫性に繋がらないことも想定されるところであり、この点は画定規準の精緻化に向けてさらに議論が必要となるであろう。

なお、『討議文書』に対するコメント・レター(116通)において、62通(76%)が配置規準の実効性に合意する一方で、20通(24%)は合意できない旨を表明している。34通は無回答であった。特に目立った回答は、配置規準は、MCの開示モデルの一部としてではなく、前述のIASBとFASBの概念フレームワークの共同プロジェクトの「フェーズE」において検討されるべきとするものであった。このようにコメント・レターを見る限り、『討議文書』が提示した配置規準については大きな支持が得られているとはいえない状況にある¹⁸⁾。

注記とMCを区別する上記の配置規準が実際に十分に機能するかどうかについては検討を要するものと考えられる。また、『討議文書』も認めているように、注記よりもMCを通じて情報を開示することによって、利用者の意思決定プロセスに影響があるかどうかという点については必ずしも実証的な証拠はない。配置規準の適用に係る問題は、注記情報は監査対象となるとの理解に立てば、同時にMCと注記をめぐる保証(assurance)の水準にも影響を与えることになる。

4. 『公開草案』における新局面—IASB/FASB 概念フレームワーク・プロジェクトの影響—

2009年6月に公表されたMCに係る『公開草案』は、2008年5月に改訂案として示されたIASB/FASBの概念フレームワーク草案『財務報告の概念フレームワーク：財務報告の目的および意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』¹⁹⁾をふまえて『討議文書』を再検討した結果を反映している。『公開草案』から読み取ることのできるMCをめぐる新たな局面は、財務諸表とMCが、(一般目的外部)財務報告の目的、想定される利

用者および質的特性の諸点において、IASB/FASBの共同プロジェクトにおける議論の展開を反映して、その概念フレームワークを共有している点にある（MCの構成要素と情報利用者のニーズとの関係については、表1を参照）。

すなわち、『公開草案』における修正点は、第一に、『討議文書』におけるMCの目的（objectives）が、『公開草案』においてはMC独自の意図（purpose）として再構成されたことにある。

IASB/FASBの概念フレームワークにおいて、財務報告の目的は、「現在および将来の持分投資者、与信者およびその他の債権者が、資本提供者としての資格において行う意思決定に有用な報告実体に関する財務情報を提供すること」（OB2）と規定される。『公開草案』は、財務報告の枠組みにおいて財務諸表とMCは共通の目的をもつものであり、したがってMCは独自の目的をもつものではないとの立場を明確にしている。

そこでは「objectivesが達成を意図したgoalであるならば、purposeはgoalの達成のための行動を導くことが期待されるaimである」²⁰⁾として概念上の区別が図られている。

第二の修正点は、MCの利用者の範囲が、『討議文書』における投資者（リスク資本の提供者）から、持分投資者、与信者およびその他の債権者をも含む現在および潜在的な資本提供者に拡張されたことにある。

利用者の範囲はそのニーズに基づいてMCの構成要素を識別し、規定することになる点でも重要である。この点について、『討議文書』は広範な利害関係者のニーズを満たすようにMCのフレームワークを設計することには消極的であり、むしろその範囲を狭く解していた。これに対して、『公開草案』はIASB/FASBの概念フレームワークにおいて識別された一般目的財務報告の利用者と平仄を合わせてその範囲を修正し、特定の利用者グループのニーズを満たすためではなく、すべての資本提供者のニーズに焦点をあてるものとした。このような利用者の範囲の修正は、MCが財務諸表に附属する情報であり、一組の財務諸表に状況や背景を提供することがMCに期待されていることから、論理的な一貫性を求めた結果として捉えることができる。

第三の修正点は、『公開草案』におけるMCの

表1. 「経営者による説明」の構成要素と利用者ニーズの関係

構成要素	利用者のニーズ
(a) 事業の性質	実体の事業および実体が活動する外部環境に関する知識
(b) 目標と戦略	実体が採用した戦略およびこれらの戦略が経営者の表明した目標に合致して成功する可能性の評価
(c) 資源、リスクと諸関係	他に資源を移転する義務と同様に、実体に利用可能な資源を決定するための基礎；長期的に持続可能な資源の正味キャッシュ・フローを発生する実体の能力；直近と長期の両者における資源獲得活動のリスク・エクスポージャー
(d) 成果と見通し	実体が期待に沿った結果を導くかどうか、およびいかに経営者が実体の市場を理解し、その戦略を実行し、実体の資源、リスクと諸関係を理解しているかを利用者が理解するための能力
(e) 業績測度と業績指標	経営者が実体の表明された目標と戦略に対する業績を評価し、管理するために用いる重要な業績測度および業績指標に焦点をあてる能力

出所) IASB, Exposure Draft, *Management Commentary*, June 2009, para. BC42.

情報としての質的特性がIASB/FASBの概念フレームワークにおいて示された質的特性と共通のものとして示されたことにある(表2を参照)。

この点について、『討議文書』は前述のようにMC独自の質的特性を示していた。すなわち、『討議文書』においては、理解可能性(understandability)、目的適合性(relevance)、裏づけ可能性(supportability)、均衡(balance)、期間比較可能性(comparability over time)の5つの質的特性が識別された。特に、『討議文書』の段階では、信頼性に代えて裏づけ可能性と均衡が独自の質的特性として示された点で注目される。

裏づけ可能性とは、信頼性を構成する重大な誤謬の除去(free from material error)ならびに忠実な表現(faithful representation)を内容とするものである(『討議文書』, para.74)。すなわち、事実に基づいて実体の戦略、計画およびリスク分析を忠実に表現していれば、MCにおける情報は証拠づけられるとされる。目的適合性を有する場合にはその情報源が説明されるべきであり、またMCが情報として確実性に欠ける場合には、非開示を選択するのではなく、その事実自体を明らかにすることが求められる(『討議文書』, paras.75-77)。均衡とは、信頼性を構成する偏向の除去(free from bias)を意味し(『討議文書』, para.74)、MCは実体の業績とその見通しについて良い側面と悪い側面をいずれかに偏ることなく公平に処理すべきことが求められた(『討議文書』, paras.78-81)。

また、『討議文書』は、比較可能性について、期間比較可能性のみを求めていたが、その理由は、実体間の比較を求めることは経営者の視点から自らが重要と確信する情報の開示を求めることと対立する可能性があるためとされた(『討議文書』, para.83,89)。

このようにMCに求められた質的特性は、『討議文書』の段階では概念フレームワークに類似するが、同一ではない点に特徴があった。

これに対して、『公開草案』においては財務諸表に適用可能な類似の質的特性とできる限り合致すべきことが提案され、結果として『討議文書』から大きな修正が行われた。『公開草案』における諸提案は、MCが財務報告の「境界」の内側に位置し、したがって財務報告の概念フレームワークの範囲内にある問題であるとの認識を基礎とする点をここに再確認する必要がある。しかし、本当にMCと共通するのか、質的特性の適用可能性には疑問も残るところである。

なお、IASB/FASBの概念フレームワークに対しては、質的特性としての忠実な表現に焦点をあてた以下のような指摘がある²¹⁾。

「目的適合性を牽制する要素が質的特性には基本的に存在せず、その限りでは今後の制度設計においては目的適合性が暴走する可能性が生じている。」

IASB/FASBの概念フレームワークと同様に、『公開草案』においても、経済的現象と財務報告

表2. IASB/FASBの概念フレームワークと『討議文書』における質的特性の比較

	概念フレームワーク	『討議文書』
基本的な質的特性	目的適合性 忠実な表現	目的適合性 均衡
補強的な質的特性	理解可能性 比較可能性 検証可能性 適時性	理解可能性 期間比較可能性 裏付け可能性

出所) 筆者作成。

における会計測定値または記述との一致ないし対応が強調されており、従前の信頼性 (reliability) の概念が前述の忠実な表現に置き換わったことに注目すべきである。このことは、財務諸表本体における公正価値測定の拡大とともに、「財務諸表」からMCのような情報を含む「財務報告」の概念フレームワークへの射程の広がりを支える論理と関連していることを見落としてならないであろう。

このように、『公開草案』に示されたMCの作成と開示のフレームワークは、『討議文書』における議論を引き継ぎながらも、IASB/FASBの概念フレームワークにいわば従属的に規定され始めたことを指摘しうるであろう。結果として『公開草案』は『討議文書』と比較して無視できない修正点を含むものとなっている。MCの開示をめぐる議論が概念フレームワーク・プロジェクトとの関係を一層強めていくなかで、当該プロジェクトの今後の展開は、財務報告の在り方にも大きな影響を及ぼすことが予想され、その動向が注目されるところである。

前述のように、IASBが財務報告の枠組みにおいて財務諸表に附属する情報であるMCの開示領域に取り組み始めた意図は、MCの開示基準ないし指針の設定を通じて財務諸表外情報に係る国際的に多様な開示実務の収斂を促進することにあった。

『公開草案』に示された開示フレームワークは総じて一般的なものであり、それは柔軟性のあるアプローチがより意味のある開示を導きだすとするIASBの理事会の見解を反映していることを理由とする(『公開草案』, p.6)。『公開草案』は、特に、①MCを財務報告の内側にあるものと位置づけた、②MCには財務諸表と共通の概念フレームワークが適用される、③MCの作成と表示のフレームワークをIFRSではなく、あくまでも指針(guidance)として設定する、④MCに不可欠な構成要素を示した、という諸点において特徴があると整理しうる。だが、他方で、その到達

点から見れば以下のような検討課題も残されている²²⁾。

- ①注記とMCのどちらに開示するのか、配置規準の検討
- ②「財務情報」および「非財務情報」の用語の意味内容に係る定義の明確化
- ③MCおよび財務報告における「その他の部分」との厳密な境界の設定
- ④環境報告または社会責任報告のような報告の諸側面のMCにおける位置づけ
- ⑤真実かつ公正な概観を示すためにMCが必要とされるか否かに関する検討
- ⑥他の組織に委ねられるとする適用指針(application guidance)および具体的な開示例(illustrative examples)

このうち特に①の課題に注目すれば、情報利用者の立場からは、その経済的意思決定に係るニーズを満たす情報であれば、財務諸表(本体および注記)において開示されるか、あるいは財務諸表外で開示されるかは必ずしも大きな問題ではないかもしれない。しかし、財務報告の概念フレームワークにおける開示情報の配置の在り方は、会計基準のパラメータを限定する。また、このことは開示情報の信頼性に係る保証の範囲にも影響を与えることになるものと考えられる。「注記の範囲が決めれば、MCの範囲は自動的に決まる」との論理は、財務報告=財務諸表の報告であることを前提として、MCを財務報告の枠外にある財務諸表外情報として放置する場合であれば適合する²³⁾。結果として、現在まで注記とMCの境界に係る明確な定義は示されていない。

MCに係る開示基準(ないし非強制的な指針)をめぐる議論は、前述のように財務報告の概念フレームワークとの相互関係をより一層強めている。そのなかで配置規準に係る議論は『公開草案』からは姿を消し、その他の未解決問題と併せてIASB/FASBの概念フレームワーク共同プロジェクトの「フェーズE」(表示および開示)における議論に先送りされる結果となった。

5. 結びにかえて— MD & A の開示機能の変容とその検討に向けて—

IASB が現在展開している MC は、『公開草案』の公表に至る一連の議論の経緯を見る限り、米国の MD & A よりも、英国の OFR を基本に据えて、その開示フレームワークを形成することを意図しているように思われる。すなわち、米国 MD & A が細則主義 (rule-based approach) を採用しているのに対して、MC と英国 OFR は原則主義 (principles-based approach) を採用する点で共通し、またその開示原則や概念フレームワークの形成の方法において多くの類似する点を見出すことができる²⁴⁾。

他方で、投資意思決定を支援するために証券市場の開示規制において国際的に見ても最も早くから組み込まれてきた米国の MD & A にも、近年、財務諸表の補足機能の拡充が図られてきた点に注目すべきであろう。とりわけ、2001 年 11 月のエンロン社の破たんを契機に、米国では会計・監査・ガバナンスを一体とみなした制度改革が展開してきたが、その重点事項のひとつが MD&A 開示であったことに異論はないであろう。

SEC は Fortune500 社を対象とした MD&A 開示に係る調査²⁵⁾ をふまえて、2003 年 12 月に MD&A に関する新たな解釈指針 (Interpretative Guidance) を公表している²⁶⁾。当該解釈指針によれば、MD&A の目的は、①投資者が経営者の視点から企業を評価することを可能ならしめる財務諸表の narrative な説明を提供する、②財務情報の開示を全体として高めるとともに、財務諸表の分析のために必要な背景情報を提供する、③投資者が、企業の過去の実績が将来の業績の見通しを示しているかその可能性を確認できるように、当該企業の利益およびキャッシュ・フローの質や潜在的な変動可能性に関する情報を提供する、ことにあるとして、以下の領域に関して追加的な指針を示している。

① MD&A の全体の表示

② MD&A の焦点と内容 (重要性、分析、重要業績指標 (KPI)、既知の重要なトレンドと不確実性を含む)

③流動性と資本源泉に関する開示

④極めて重要な会計上の見積りに関する開示

また、SEC は、2002 年に成立したサーベインズ・オクスリー法 (以下、SOX 法という) の 401 条 (a) 項、すなわち「SEC は SOX 法の制定日から 180 日以内に、SEC に提出することが求められる年次報告書および四半期報告書において、発行体の財政状態とその変動、経営成績、流動性、資本的支出、資本源泉、または損益の主要な構成要素に対して現在および将来において著しい影響を及ぼすと合理的に見込まれるすべての重大なオフバランス取引、契約、債務 (偶発債務を含む)、その他、発行体と非連結事業体またはその他の法人格との関係を開示すべきことを定めた最終規則を公布するものとする」に基づき、すでに要求としてあった MD&A におけるオフバランス取引の開示を成文化した²⁷⁾。

SEC 規則は、投資者がオフバランス取引およびその重大な影響について理解しうるように MD&A における独立したセクションを設けて以下の開示を求めている。

①オフバランス取引の性質と事業上の目的

②流動性、資本源泉、市場リスクおよび信用リスクの保証等の観点からのオフバランス取引の重要性

③当該オフバランス取引に伴う発行体の収益、費用およびキャッシュ・フローの金額

④発行体に重要な便益をもたらすオフバランス取引の終結、または重要な減少となる合理的な可能性がある既知の事象、需要、契約、トレンドおよび不確実性

さらに長期債務、キャピタル・リース債務、オペレーティング・リース債務、購入義務およびその他の長期債務等の契約上の義務については、表形式 (一覧表) による開示が求められる。

最近では、財務会計基準書 (SFAS) 第 157 号

『公正価値測定』の導入に伴い、いわゆるレベル3の開示に関連して、その信頼性を確保するためのMD&Aにおける補足的開示がSECから要請されており²⁸⁾、より一層のMD&A開示の拡充が図られている。

このような財務諸表と一体となった米国のMD & A開示における補足機能の拡充はさらに補完機能の拡大へと繋がり始めている。だが、現時点では英国OFRとは対照的な相違があるだけでなく、MCの開示フレームワークの形成において両者の相違がどのように調整されるのかは必ずしも明らかではない。財務諸表と財務諸表に附属するnarrativeな情報が財務報告の目的を含めた概念フレームワークを共有するといっても、その財務諸表外情報観ないし財務諸表との関係の在り方については多様な見方があり、その検討は重要な課題となるであろう。

会計上の認識・測定が仮に適切に行われたとしても、実効性のある開示がなければ財務諸表は利用者のニーズを十分に満たすことができない。その意味で、MCを財務報告のフレームワークから排除し、「蚊帳の外」としたとしても、開示の視点からは議論の放置でしかない。財務報告の「範囲」を決めること、そしてその枠組みにおける構成要素、すなわち注記とMCとの間の「線引き」を行うことも重要な会計学上の問題である。このことは会計基準設定主体が取り組むべき課題、ひいては公的開示の領域（会計規制の境界）を規定することにも繋がる。

本稿において提起したMCをめぐる財務報告の概念フレームワーク問題は、「新たな会計基準と連動した財務報告制度の必然的な展開であると捉えた場合、その総体の意味をどのように捉えるのか」²⁹⁾という視点から、財務諸表に附属する情報としてMCが、財務諸表と一体となって財務報告の目的を果たすことの意義を再確認するものである。MCのような財務諸表外情報が附属しなければ、もはや財務諸表だけでは財務報告の目的を十分に達成できず、また財務諸表の適正性は確

保できないといえるのか、その論証は現代の財務報告制度における重要な課題であることを指摘しておきたい。

また、財務諸表に附属するnarrativeな情報は、その開示上の役割を果たすうえで本質的に主観性が高く、監査を受け入れる余地の少ない情報を含むものである。かかる情報に付与される信頼性を併せて考える場合、財務報告の範囲や境界をめぐるフレームワークは監査（保証）問題とは無関係に形成されるものではないであろう。narrativeな情報が、例えば注記として配置されるならば監査対象となるという意味で、保証に係る実務上の適用可能性をふまえて財務報告の概念フレームワークが制度的に形成される側面を検討する余地があるように思われる。

(日本大学経済学部教授)

(付記) 本稿は、日本監査研究学会第32回全国大会（早稲田大学）における課題別研究部会報告「財務諸表外情報の開示と保証」に加筆・修正したものである。

注

- 1) narrativeな説明は、「物語的説明」とも意識される。以下を参照。青柳文司（2007年4月）「証拠会計学と物語会計学」『企業会計』第59巻、第4号、pp.4-10。

なお、narrativeな情報の開示ないしnarrativeな説明という場合、本稿においては「narrative」をあえて訳さずに、そのまま英語表記している。これまで一般に「記述的」または「定性的」と訳されてきたが、それでは量的測度を含まないものと矮小化されて、誤解を招く恐れがあるためである。したがってnarrativeな情報の開示ないし説明とは、いわゆる定量的情報と定性的情報、あるいは財務諸表上で表現されない財務情報およびその他の非財務情報を包含する文章形式の報告を含意するものとして議論を進めたい。

- 2) なお、証券監督者国際機構（IOSCO）は、1998年

に財務諸表外情報に係る国際開示基準 (International Disclosure Standards) を規定しているが、そこでは「営業・財務概況および将来の見通し」(Operating and Financial Review and Prospects) の名称が使用されている。

- 3) 以下のIASBが公表した『討議文書』を参照。IASB, Discussion Paper (October 2005) *Management Commentary*, A Paper prepared for the IASB by staff of its partner standard-setters and others, paras. 200-202.
IASBは2002年10月にMCに係る基準ないし指針の設定について検討するプロジェクト・チームを発足させた。ニュージーランド財務報告基準審議会 (FRSB) が主導する当該チームには、英国会計基準審議会 (ASB), ドイツ会計基準委員会 (DRSC) およびカナダ勅許会計士協会 (CICA) が参加している。
- 4) 『討議文書』については、注3を参照。また、『公開草案』については、以下を参照。IASB, Exposure Draft (June 2009) *Management Commentary*.
- 5) なお、本稿は、紙幅の都合もあり、以下における個別論点を要約し、加筆・修正した。各論点の詳細な議論については、以下の拙稿を参照。古庄修 (2006年3月) 「IASB 討議文書『経営者による説明』の主要論点」『企業会計』第58巻, 第3号, pp.106-112。古庄修 (2007年10月) 「財務報告の体系の再編成—IASB 討議文書『経営者による説明』からの接近—」『會計』第172巻, 第4号, pp.62-77。古庄修 (2009年11月) 「IASB 公開草案『経営者による説明』の新局面」『企業会計』第61巻, 第11号, pp.113-123。
- 6) ここに財務諸表を「補足」するとは、財務諸表上の金額に係る追加的な説明および財務諸表上の情報に結果した状況や事象を説明することである。また、「補完」するとは、財務諸表には示されないような事実や業績に係る財務情報および非財務情報を提供することであると解される。本稿は、この用語をMCの機能に照らして使い分けている。
- 7) 『討議文書』は、質的特性として、理解可能性 (understandability), 目的適合性 (relevance), 比較可能性 (comparability) および信頼性 (reliability) の4つを識別した。このうち、比較可能性 (comparability) および信頼性については、これに代えて裏づけ可能性 (supportability), 均衡 (balance) および期間比較可能性 (comparability over time) の独自の用語がMCに関して使用されている (paras.63-94)。
- 8) 当該開示項目には、一般に認められた会計原則 (GAAP) に準拠して測定された測度を補完する非GAAP測度も称される代替的業績測度 (APM) が含まれる。この点については、以下の拙稿を参照。古庄修 (2008年4月) 「欧州市場におけるGAAP測度と代替的業績測度の共存関係—IFRS適用下の比較可能性の確保をめぐる論点—」『産業経理』第68巻, 第1号, pp.112-120。
- 9) 『討議文書』は、MCに係る基準の設定について、①IAS第1号『財務諸表の表示』のなかでMCを要求するように改訂する、②IAS第14号『セグメント報告』と同様の方法でMCに係る基準を適用する範囲を限定する、③MCに係る基準をIFRSの中核部分以外のものとして位置づけ、IAS第34号『中間財務報告』と同様の方法で、各国等で強制するか、企業が自発的に採用する場合に当該基準を適用するものとする、④英国における開示規制と同様に、IFRSとは区別して独立したMCに係る開示基準を設定する、の4つのアプローチを示した (paras.216-227)。
『討議文書』においては、MCに関する指針を作成し、その自発的な遵守を促すよりも、原則主義に基づく基準を設定する方がより望ましいと結論し、MCに係る基準の遵守をIFRSに遵守にとって不可欠なものとするのが最終的な目標であると表明されていた。
- 10) 以下の拙稿を参照。古庄修 (2008年10月) 「企業報告モデルの特徴と財務諸表外情報の位置—財務諸表との相互補完関係の形成をめぐる論点—」『経済集志』第78巻, 第3号, pp.69-76。

- 11) IASC (1989) *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, para.13.
- 12) 以下を参照. 林 裕二 (1982年2月)「アメリカにおける企業内容開示制度の動向」『會計』第121巻, 第2号, pp.58-66.
- 13) ASB (1999) *Statement of Principles for Financial Reporting*. 『原則書』については, 以下を参照. 斎野純子著 (2006)『イギリス会計基準設定の研究』同文館. 菊谷正人著 (2002)『国際的会計概念フレームワークの構築』同文館.
- 14) IASB, Discussion Paper (2006) *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*.
なお, 英国の『原則書』における「表示と開示」は, 今後の概念フレームワークの形成において検討が予定される「フェーズE」の先行事例とみなしうる.
- 15) 財務諸表(注記)と財務諸表外情報の区分については, 『討議文書』における配置規準を中心に検討している以下のコメント・レターを整理・要約した. AcSB (April 2006) *Management Commentary – Discussion Paper*, Canadian Accounting Standards Board Staff Comments. また, 以下を参照. I. P. N. Hague, K. Jones, A. Milburn and M. Walsh (2006) “New Developments in the Framework for Financial Reporting: The Role of National Standards Setters and the Canadian Contribution to Research on Measurement on Initial Recognition and a Framework for Disclosure of Financial Information”, *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol.17, No.3, pp.256-271.
- 16) 以下では, 注記情報は, その性質に応じて①連結方針のような認識された財務諸表の構成要素全般に係る質的情報, ②個別の会計処理・評価方法のような認識された特定の構成要素に係る質的情報, ③セグメント情報のような認識された特定の構成要素に係る量的情報, および④偶発事象に係る情報のような認識されなかった構成要素に係る情報に分類できるとされる. 広瀬義州 (1984年11月)「財務諸表, 注記および補足情報のディスクロージャー」『商学論叢』(福岡大学)第29巻, 第2・3号, p.589. FASB Invitation Comments (May 1980) *Financial Statements and Other Means of Financial Reporting*, para.53.
- 17) 企業会計基準適用指針第19号『金融商品の時価等の開示に関する適用指針』は, ①金融商品に対する取組方針, ②金融商品の内容およびそのリスク, ③金融商品に係るリスク管理体制, および④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明を注記することを求めている. 注記とMCとの峻別は重要な未解決課題であると考えられる.
- 18) 以下を参照. IASB, Information for Observers (January 2006) *Management Commentary: Comment Letter Analysis (Agenda paper IIA)*.
- 19) IASB, Exposure Draft (2008) *An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1 : The Objective of Financial Reporting and Chapter 2 : Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, IASB.
- 20) IASB, Information for Observers (July 2008) *Management Commentary: Cover Note (Agenda paper 12)*, p.5.
- 21) 以下を参照. 藤井秀樹 (2009年9月)「会計制度形成の現代の特徴と展開方向—改訂概念フレームワーク草案における「忠実な表現」に寄せて—」日本会計研究学会スタディ・グループ『会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義』(中間報告), pp.87-109.
- 22) Deloitte のホームページ「IAS PLUS」における以下のMCに係るプロジェクトの経緯と要約を参照. <http://www.iasplus.com/agenda/mda.htm>
- 23) この点について, 例えば PricewaterhouseCoopers (PWC) は, MCをアニュアル・レポートの統合部分であるとして, 財務報告の枠組みよりも企業報告の枠組みにおいて位置づける方が望ましいとする. PWCは, 現在の企業報告の価値と目的適合性は, MCの展開に対するコミットメントの重

大な欠如によって損なわれていると主張する。だが、中長期的に、その目指すところはMCに係る開示基準のIFRS化ではなく、自発的遵守を前提とした国際報告基準（International Reporting Standard）の設定にあるとみられる。特に4大監査法人のコメント・レターの要約については、以下の拙稿を参照。古庄 修（2007年10月）「財務報告の体系の再編成—IASB 討議文書『経営者による説明』からの接近—」『会計』第172巻、第4号、p.68。

MCを財務報告の統合部分とみなすか否か、その認識にはかなりのばらつきがあり、いわばその財務報告観は収斂していない。IASBの『討議文書』は、財務諸表の構成部分としてMCを位置づけるものではなく、あくまでも財務諸表に附属するものとしている点は明らかである。しかし、利害関係者の間でその捉え方は一様ではない。

なお、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、コメント・レターにおいてMCが非財務情報を含むため財務報告には含まれない、したがってIFRSの守備範囲ではないとの見解を示している。わが国の諸機関のMCに対する理解の相違については、以下の拙稿を参照。古庄 修（2007年8月）「財務報告の境界をめぐる概念的枠組み問題」『財務会計研究』（現在、財務会計研究学会）第1号、pp.33-47。

- 24) 以下の拙稿では、MCの開示フレームワークが英国OFR型モデルの基礎にある企業統治の在り方まで共有しているわけではないことを指摘した。古庄 修（2009年10月）「財務諸表外情報の開示原則とフレームワーク—国際的収斂をめぐる英国OFR型モデルの適合性について—」『会計』第176巻、第4号、pp.31-46。
- 25) SEC（2003）*Summary by the Division of Corporation Finance of Significant Issues Addressed in the Review of*

the Periodic Reports of the Fortune 500 Companies.

- 26) SEC（2003）*Interpretation: Commission Guidance Regarding Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations.*
- 27) 例えば、以下を参照。久保幸年（2004年8月）「米国のMD&A開示指針とわが国での開示上参考となるポイント」『旬刊経理情報』第1058号、pp.26-30。石田真得編著（2006）『サーベンス・オクスレー法概説』商事法務研究会、pp.322-342。
- 28) FASB, SFAS No.157（2006）*Fair Value Measurement. SEC（March 2008）Sample Letter Send to Public Companies on MD&A Disclosure Regarding the Application of SFAS 157（Fair Value Measurement）.*

SFAS第157号の導入に伴い、いわゆるレベル3の開示に関連して、公正価値に係る情報の信頼性を確保するためのMD & Aの補足的開示機能の拡充がSECから要請された。また、公正価値測定 of 信頼性確保については、MD&A開示プロセスに係る開示統制および開示委員会（disclosure committee）の設置と連携して、公正価値評価委員会（fair valuation committee）の形成や監査委員会の役割を公正価値測定をめぐる重層的なガバナンス構造の在り方に照らして検討する必要がある。かかる論点の詳細については機会を改めて検討したい。

以下では、「公正価値をはじめとする財務報告情報は提供すべき情報の質と信頼性を担保するためにも、重点は財務報告にかかわる会計情報が作成され、報告にいたる企業組織の情報のフローの仕組み—ガバナンス—に移行している」ことが明確に指摘されている。今福愛志著（2009）『企業統治の会計学』中央経済社、p.139。

- 29) 今福愛志（2005年4月）「企業統治の会計学（一）」『会計』第167巻、第4号、p.99。